

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年六月十日法律第百七号） 1
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年八月十一日政令第二百六十四号） 12

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年六月十日法律第百七号）

（目的）

第一条 この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もつて公害の防止に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定工場」とは、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。

一 ばい煙（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項に規定するばい煙をいう。以下同じ。）を発生し、及び排出する施設のうちその施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「ばい煙発生施設」という。）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

二 汚水又は廃液（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第二項各号の要件のいずれかを備える汚水又は廃液をいう。第

三条第一項第二号イ及びロにおいて同じ。）を排出する施設で政令で定めるもの（以下「汚水等排出施設」という。）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

三 著しい騒音を発生する施設で政令で定めるもの（以下「騒音発生施設」という。）が設置されている工場のうち、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもの

四 特定粉じん（大気汚染防止法第二条第八項に規定する特定粉じんをいう。以下同じ。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「特定粉じん発生施設」という。）が設置されている工場（第一号に掲げるものを除く。）

五 一般粉じん（大気汚染防止法第二条第八項に規定する一般粉じんをいう。以下同じ。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「一般粉じん発生施設」という。）が設置されている工場（第一号及び前号に掲げるものを除く。）

六 著しい振動を発生する施設で政令で定めるもの（以下「振動発生施設」という。）が設置されている工場のうち、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもの

七 ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの（以下「ダイオキシン類発生施設」

という。)が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

(公害防止統括者の選任)

第三条 特定工場を設置している者(以下「特定事業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、当該特定工場に係る公害防止に関する次に掲げる業務を統括管理する者(以下「公害防止統括者」という。)を選任しなければならない。ただし、特定事業者が政令で定める要件に該当する小規模の事業者であるときは、この限りでない。

一 前条第一号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ ばい煙発生施設の使用の方法の監視並びにばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙の量の測定及び記録に関すること。

ハ その他大気の汚染の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの

二 前条第二号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ 汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ 特定工場から水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域に排出される水(以下「排水」という。)又は特定工場から地下に浸透する水で同条第八項に規定する有害物質使用特定施設から排出される汚水又は廃液(これを処理したものを含む。)を含むもの(以下「特定地下浸透水」という。)の汚染状態の測定及び記録に関すること。

ハ その他水質の汚濁の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの

三 前条第三号の特定工場にあつては、騒音発生施設の使用の方法及び配置その他騒音の防止の措置に関すること。

四 前条第四号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ 特定粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに特定粉じん発生施設から排出され、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ 特定工場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度の測定及び記録に関すること。

五 前条第五号の特定工場にあつては、一般粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに一般粉じん発生施設から排出され、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

六 前条第六号の特定工場にあつては、振動発生施設の使用の方法及び配置その他振動の防止の措置に関すること。

七 前条第七号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ ダイオキシソ類発生施設の使用の方法の監視並びにダイオキシソ類発生施設において発生するダイオキシソ類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する発生ガス又はダイオキシソ類発生施設から排出される汚水若しくは廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ ダイオキシソ類対策特別措置法第二条第三項に規定する排出ガス（以下「排出ガス」という。）又は排水に含まれるダイオキシソ類の量の測定及び記録に関すること。

ハ その他ダイオキシソ類による汚染の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの

2 公害防止統括者は、当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 特定事業者は、公害防止統括者を選任したときは、その日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。公害防止統括者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

（公害防止管理者の選任）

第四条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、特定工場において次に掲げる業務を管理する者（以下「公害防止管理者」という。）を選任しなければならない。この場合において、第二条第一号又は第二号の特定工場にあつては、政令で定めらるべき煙発生施設又は汚水等排出施設の区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任しなければならない。

一 第二条第一号の特定工場にあつては、前条第一項第一号に掲げる業務のうち、使用する燃料又は原材料の検査、ばい煙の量の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

二 第二条第二号の特定工場にあつては、前条第一項第二号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査、排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

三 第二条第三号の特定工場にあつては、前条第一項第三号に掲げる業務のうち、騒音発生施設の配置の改善その他の主務省令で定める技術的事項

四 第二条第四号の特定工場にあつては、前条第一項第四号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査、特定粉じんの濃度の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

五 第二条第五号の特定工場にあつては、前条第一項第五号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査その他の主務省令で定める技術的事項

六 第二条第六号の特定工場にあつては、前条第一項第六号に掲げる業務のうち、振動発生施設の配置の改善その他の主務省令で定める技術的事項

七 第二条第七号の特定工場にあつては、前条第一項第七号に掲げる業務のうち排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

2 公害防止管理者は、政令で定めるところにより、第七条第一項第一号の資格を有する者のうちから選任しなければならない。

3 前条第三項の規定は、公害防止管理者について準用する。

(公害防止主任管理者の選任)

第五条 特定事業者は、当該特定工場が政令で定める要件に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二条に規定する技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者（以下「公害防止主任管理者」という。）を選任しなければならない。

2 公害防止主任管理者は、第七条第一項第二号の資格を有する者をもつて充てなければならない。

3 第三条第三項の規定は、公害防止主任管理者について準用する。

(代理者の選任)

第六条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

2 第三条第三項及び第四条第二項の規定は公害防止管理者の代理者について準用し、第三条第三項及び前条第二項の規定は公害防止主任管理者の代理者について準用する。

(承継)

第六条の二 第三条第三項（第四条第三項、第五条第三項又は前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出をした特定事業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出をした特定事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により第三条第三項の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(公害防止管理者等の資格)

第七条 公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

一 公害防止管理者及びその代理者 政令で定める区分ごとに行なう公害防止管理者試験に合格した者その他当該区分ごとに政令で定める資格

を有する者

- 二 公害防止主任管理者及びその代理者 公害防止主任管理者試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者
- 2 第十条の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者になることができない。

(国家試験)

第八条 公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験（以下「国家試験」という。）は、大気汚染、水質汚濁、騒音又は振動の防止に関して必要な知識及び技能について行なう。

- 2 国家試験は、毎年少なくとも一回、経済産業大臣及び環境大臣が行なう。
- 3 国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、主務省令で定める。

(指定試験機関の指定等)

第八条の二 経済産業大臣及び環境大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 前項の指定は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

(欠格条項)

第八条の三 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の指定を受けることができない。

- 一 第八条の十三第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 二 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第八条の九の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第八条の四 経済産業大臣及び環境大臣は、他に第八条の二第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財団法人であること。

四 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

(試験事務規程)

第八条の五 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令、環境省令で定める。

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(試験事務の休廃止)

第八条の六 指定試験機関は、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第八条の七 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（第八条の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第八条の八 指定試験機関の役員を選任及び解任は、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員解任命令)

第八条の九 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく処分を含む。）若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験員)

第八条の十 指定試験機関は、試験事務を行うときは、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(秘密保持義務等)

第八条の十一 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第八条の十二 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第八条の四各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第八条の十三 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第八条の四第三号に適合しなくなつたときは、第八条の二第一項の指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第八条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八条の三第二号に該当するに至つたとき。

二 第八条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第八条の五第三項、第八条の九（第八条の十第四項において準用する場合を含む。）又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第八条の六、第八条の七、第八条の十第一項から第三項まで又は次条の規定に違反したとき。

五 不正の手段により第八条の二第一項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第八条の十四 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し経済産業省令、環境省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第八条の十五 第八条の九(第八条の十第四項において準用する場合を含む。)又は第八条の十三の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(指定試験機関がした処分等についての審査請求)

第八条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣及び環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(経済産業大臣及び環境大臣による試験事務の実施等)

第八条の十七 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第八条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八条の十三第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣及び環境大臣が前項の規定により試験事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定試験機関が第八条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第八条の十三の規定により経済産業大臣及び環境大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他必要な事項については、経済産業省令、環境省令で定める。

(公示)

第八条の十八 経済産業大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八条の二第一項の規定により試験事務を行わせることとしたとき。

二 第八条の六の許可をしたとき。

三 第八条の十三の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により経済産業大臣及び環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(公害防止統括者の義務等)

第九条 公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、その職務を誠実に行なわなければならない。

2 特定工場の従業員は、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者がその職務を行なううえで必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(公害防止統括者等の解任命令)

第十条 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

(報告及び検査)

第十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国の指導等)

第十二条 国及び地方公共団体は、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を習得させるため必要な指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(受験手数料)

第十二条の二 国家試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して

政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(経過措置)

第十三条 この法律の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(市町村が処理する事務)

第十四条 この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長（政令で定める特別区の区長を含むものとし、第二条各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長とする。）が行うこととすることができる。

(主務省令)

第十五条 この法律において主務省令は、環境大臣及び第二条の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣の発する命令とする。

(罰則)

第十五条の二 第八条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条の三 第八条の十三第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者

二 第十条の規定による命令に違反した者

第十六条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の六の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

二 第八条の十四第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第三項（第四条第三項、第五条第三項又は第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出

をした者

二 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第十九条 第六条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年八月十一日政令第二百六十四号）

内閣は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第二条、第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第七条第一項、第八条第三項、第十条第一項、第十三条並びに第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（対象業種）

第一条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）第二条の政令で定める業種は、次に掲げるとおりとする。

一 製造業（物品の加工業を含む。）

二 電気供給業

三 ガス供給業

四 熱供給業

（ばい煙発生施設等）

第二条 法第二条第一号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第一に掲げる施設（同表の一三の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。

2 法第二条第一号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。

一 大気汚染防止法施行令別表第一の九の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗（けいふつ）化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の一四の項から二六の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場

二 前号に掲げる工場以外の工場で排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が一万立方メートル以上のもの

（汚水等排出施設等）

第三条 法第二条第二号の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号から第五十九号まで、第六十一号から第六十三号まで、第六十三号の三、第六十四号、第六十五号から第六十六号の二まで、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる施設（同表第六十二号に掲げる施設で鉱山保安法第二条第二項の鉱山に設置されるものを除く。）とする。

2 法第二条第二号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。

一 別表第一に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの
二 前号に掲げる工場以外の工場で排水量（一日当たりの平均的な排水の量をいう。以下同じ。）が千立方メートル以上のもの
（騒音発生施設）

第四条 法第二条第三号の政令で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- 一 機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）
- 二 鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。）

（特定粉じん発生施設）

第四条の二 法第二条第四号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令別表第二の二に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第二条第二項条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。

（一般粉じん発生施設）

第五条 法第二条第五号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令別表第二に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第二条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。

（振動発生施設）

第五条の二 法第二条第六号の政令で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- 一 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が二千九百四十一キロニュートン以上のものに限る。）
- 二 機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）
- 三 鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。）

（ダイオキシン類発生施設等）

第五条の三 法第二条第七号の政令で定める施設は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一第一号から第四号まで及び別表第二第一号から第十四号までに掲げる施設とする。

2 法第二条第七号の政令で定める工場は、前項に規定する施設のいずれかが設置されている工場とする。
（小規模事業者）

第六条 法第三条第一項ただし書の政令で定める要件は、常時使用する従業員の数が二十人以下であることとする。
（ばい煙発生施設及び汚水等排出施設の区分）

第七条 法第四条第一項の政令で定めるばい煙発生施設の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 第二条第二項第一号に規定するばい煙発生施設

二 前号に掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設

2 法第四条第一項の政令で定める汚水等排出施設の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 第三条第二項第一号に規定する汚水等排出施設

二 前号に掲げる汚水等排出施設以外の汚水等排出施設

(公害防止管理者の選任)

第八条 公害防止管理者は、法第四条第二項の規定により、別表第二の中欄に掲げる施設の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから選任しなければならない。

(公害防止主任管理者を選任すべき工場)

第九条 法第五条第一項の政令で定める要件は、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量が四万立方メートル以上であり、かつ、排出水量が一立方メートル以上であること(当該工場においてばい煙並びに汚水及び廃液の処理を確実に行うことができるものとして主務省令で定める要件に該当する場合を除く。)とする。

(公害防止管理者等の資格)

第十条 法第七条第一項第一号の政令で定める区分は別表第三の中欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める資格は当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(公害防止主任管理者等の資格)

第十一条 法第七条第一項第二号の政令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 別表第二の三の項の下欄に掲げる者であり、かつ、同表の七の項の下欄に掲げる者であるもの

二 前号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの

(主務省令への委任)

第十一条の二 前条第二号又は別表第三の各項の下欄に規定する講習の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(法第十条の政令で定める法令の規定)

第十二条 法第十条の政令で定める法令の規定は、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は大気汚染防止法(昭和四

十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五十五号)若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)若しくはこれらの法律に基づく命令の規定とする。

(受験手数料)

第十三条 法第十二条の二第一項の受験手数料の額は、次の各号に掲げる国家試験の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験並びに公害防止主任管理者試験 六千八百円

二 前号に規定する公害防止管理者試験以外の公害防止管理者試験 六千四百円

(市町村が処理する事務)

第十四条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務は市町村長が、次の各号に掲げる工場に係る事務はそれぞれ当該各号に掲げる市の長が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長又は市の長に関する規定としてそれぞれ市町村長又は当該各号に掲げる市の長に適用があるものとする。

一 ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)

二 前号に掲げる工場以外の工場(騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。) 指定都市及び中核市並びに市川市、

松戸市、市原市、藤沢市及び徳島市

(主務省令)

第十五条 この政令において主務省令は、環境大臣及び第一条に掲げる業種に属する事業を所管する大臣の発する命令とする。

別表第一(第三条関係)

一 水質汚濁防止法施行令別表第一(以下単に「別表第一」という。)第十九号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。)

二 別表第一第二十二号に掲げる施設(六価クロム化合物又は砒(ひ)素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。)

- 三 別表第一第二十三号の二に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。）
- 四 別表第一第二十四号に掲げる施設（ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）
- 五 削除
- 六 別表第一第二十六号に掲げる施設（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。）
- 七 別表第一第二十七号に掲げる施設（水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐（りん）の製造の用に供するものに限る。）
- 八 別表第一第二十八号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。）
- 九 別表第一第二十九号に掲げる施設
- 十 別表第一第三十一号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。）
- 十一 別表第一第三十二号に掲げる施設（トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）
- 十二 別表第一第三十三号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート（PET）の製造の用に供するものに限る。）
- 十三 別表第一第三十四号に掲げる施設（テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは二―クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。）
- 十四 別表第一第三十五号に掲げる施設（二―クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。）
- 十五 別表第一第三十七号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、

アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。）

十六 別表第一第三十八号の二に掲げる施設

十七 別表第一第四十一号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。）

十八 別表第一第四十三号に掲げる施設

十九 別表第一第四十六号に掲げる施設（有害物質若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。）

二十 別表第一第四十七号に掲げる施設（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒（ひ）素若しくはその化合物若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。）

二十一 別表第一第四十八号に掲げる施設（ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。）

二十二 別表第一第五十号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四―ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。）

二十三 別表第一第五十一号に掲げる施設（トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。）

二十四 別表第一第五十三号に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。）

二十五 別表第一第五十八号に掲げる施設（ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。）

二十六 別表第一第六十一号に掲げる施設（コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。）

二十七 別表第一第六十二号に掲げる施設（銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。）

二十八 別表第一第六十三号に掲げる施設（液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。）

二十九 別表第一第六十三号の三に掲げる施設

- 三十 別表第一第六十四号に掲げる施設（コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。）
- 三十一 別表第一第六十五号に掲げる施設（クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。）
- 三十二 別表第一第六十六号に掲げる施設（カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。）
- 三十三 別表第一第六十六号の二に掲げる施設
- 三十四 別表第一第七十一号の五に掲げる施設
- 三十五 別表第一第七十一号の六に掲げる施設

別表第二（第八条、第十一条関係）

一	第七条第一項第一号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル以上の工場に設置されているもの	別表第三の一の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「大気関係第一種有資格者」という。）
二	第七条第一項第一号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル未満の工場に設置されているもの	大気関係第一種有資格者又は別表第三の二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「大気関係第二種有資格者」という。）
三	第七条第一項第二号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル以上の工場に設置されているもの	大気関係第一種有資格者又は別表第三の三の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「大気関係第三種有資格者」という。）
四	第七条第一項第二号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル未満の工場に設置されているもの	大気関係第一種有資格者、大気関係第二種有資格者、大気関係第三種有資格者又は別表第三の四の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者

五	第七条第二項第一号に掲げる汚水等排出施設で排水量が一万立方メートル以上の工場に設置されているもの	別表第三の五の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「水質関係第一種有資格者」という。）
六	第七条第二項第一号に掲げる汚水等排出施設で排水量が一万立方メートル未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されているもの	水質関係第一種有資格者又は別表第三の六の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「水質関係第二種有資格者」という。）
七	第七条第二項第二号に掲げる汚水等排出施設で排水量が一万立方メートル以上の工場に設置されているもの	水質関係第一種有資格者又は別表第三の七の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者（以下「水質関係第三種有資格者」という。）
八	第七条第二項第二号に掲げる汚水等排出施設で排水量が一万立方メートル未満の工場に設置されているもの	水質関係第一種有資格者、水質関係第二種有資格者、水質関係第三種有資格者又は別表第三の八の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者
九	騒音発生施設又は振動発生施設	別表第三の九の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者
十	特定粉じん発生施設	四の項の下欄に掲げる者又は別表第三の十の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者
十一	一般粉じん発生施設	十の項の下欄に掲げる者又は別表第三の十一の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者
十二	ダイオキシン類発生施設	別表第三の十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

<p>一 別表第二の一の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める 選択科目を選択したものに限る。）</p> <p>二 計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項に規定する計量士（主務省令で定める 区分に係るものに限る。）</p>
<p>二 別表第二の二の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十二条第一項に規定する免許（主務省令で 定める種類のものに限る。）を受けた者であつて、主務省令で定める業務に係る衛生管理者（同項に規定する衛生管理者をいう。以下同じ。）として一年以上その職務に従事したもの</p> <p>二 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の鉱山保安法第十八条の規定による保安技術管理者、副保安技術管理者 若しくは保安監督員の国家試験に合格した者（以下「保安技術管理者等」という。）又は同条の規定による鉱害防止係員に係る国家試験に合格した者</p> <p>三 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三 百三号）第七条第一項に規定する毒物劇物取扱 責任者として一年以上その職務に従事した者</p> <p>四 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）第二条の規定による免許を受けている者</p>

<p>四 別表第二の四の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者</p>		<p>三 別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者</p>
<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保安技術管理者等 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第九条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者 三 ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者 四 労働安全衛生法第十四条に規定する免許（主務省令で定める種類のものに限る。）を受けている者 五 電気事業法第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状、同項第六号の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は同項第七号の第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者 六 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。） 七 一の項の下欄第二号に掲げる者 八 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者 	<p>五 一の項の下欄各号に掲げる者</p> <p>六 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>

	<p>一 ガス事業法第二十六条第一項の乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>二 労働安全衛生法第十四条に規定する免許（主務省令で定める種類のものに限る。）を受けている者</p> <p>三 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>四 三の項の下欄第二号から第六号までに掲げる者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
<p>五 別表第二の五の項の中欄に掲げる汚水等排出施設について選任すべき公害防止管理者</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。）</p> <p>二 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>三 二の項の下欄第四号に掲げる者</p>
<p>六 別表第二の六の項の中欄に掲げる汚水等排出施設について選任すべき公害防止管理者</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>二 二の項の下欄第一号から第四号までに掲げる者</p> <p>三 三の項の下欄第三号又は四の項の下欄第一号に掲げる者</p> <p>四 五の項の下欄第一号に掲げる者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
<p>七 別表第二の七の項の中欄に掲げる汚水等排出施設について選任すべき公害防止管理者</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの</p>

	<p>八 別表第二の八の項の中欄に掲げる汚水等排出施設について選任すべき公害防止管理者</p>	<p>九 騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者</p>
<p>一 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。） 二 一の項の下欄第二号に掲げる者 三 二の項の下欄第四号に掲げる者 四 三の項の下欄第一号に掲げる者 五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの 一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の二第一項第二号に規定する採石業務 管理者として一年以上その職務に従事した者 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律 第四百四十五号）第二十三条の三十四第三項の規定により再生医療等製品の製造の管理をする者として一年以上その職務に従事したもの又は同 法第六十八条の十六第一項の規定により生物由来製品の製造の管理をする者として一年以上その職務に従事したもの 三 一の項の下欄第二号に掲げる者 四 二の項の下欄第四号に掲げる者 五 七の項の下欄第一号に掲げる者 六 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの 一 労働安全衛生法第十二条第一項に規定する 免許（主務省令で定める種</p>

<p>十一 一般粉じん発生施設について選任すべき公害防止管理者</p>	<p>十 特定粉じん発生施設について選任すべき公害防止管理者</p>	
<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの 一 一の項の下欄第二号に掲げる者 二 八の項の下欄第一号に掲げる者</p>	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの 一 労働安全衛生法第十二条第一項に規定する免許（主務省令で定める種類のものに限る。）を受けた者であつて、主務省令で定める業務に係る衛生管理者として一年以上その職務に従事したものであるもの 二 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士 三 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。） 四 一の項の下欄第二号に掲げる者 五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>	<p>類のものに限る。）を受けた者であつて、主務省令で定める業務に係る衛生管理者として一年以上その職務に従事したものであるもの 二 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。） 三 計量法第二百二十二条第一項に規定する計量士（主務省令で定める区分に係るものに限る。） 四 前三号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>

<p>十 ダイオキシン類発生施設について選任すべき公害防止管 理者</p>	
<p>次に掲げる者が 行う講習の課程を修了したもの の登録を受けた者が 一 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目 を選択したものに限る。） 二 一の項の下欄第二号に掲げる者 三 二の項の下欄第一号から第四号までに掲げる者 四 十の項の下欄第二号に掲げる者 五 別表第二の二の項の下欄に掲げる者であり、かつ、同表の六の項の下 欄に掲げる者であるもの 六 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有 する者</p>	<p>三 十の項の下欄第一号から第三号までに掲げる者 四 前三号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有 する者</p>